

掲示期間：6.3-6.12

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年6月3日

新潟市選挙管理委員会

委員長 阿部 松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1山ノ下保育園の項及び石山保育園の項を削る。

附 則

この規程は、令和7年6月3日から施行する。